

## 採用時教養実施要綱の制定について（例規通達）

（平成17年3月18日）  
（栃教第2号、栃学第1号）

新たに採用された巡査に対する採用時教養については、「採用時教養実施要綱の制定について」（平成13年4月10日付け栃教第1号、栃学第1号例規通達）により実施してきたところであるが、新規採用警察官の効果的・効率的育成、地域警察官としての捜査実務能力の向上、現場執行力の強化等のため、新たに「採用時教養実施要綱」を別添のとおり制定し、平成17年4月1日以降に採用された巡査に対して実施することとしたので、効果的かつ効率的な教養の推進に配慮されたい。

なお、「採用時教養実施要綱の制定について」（平成13年4月10日付け栃教第1号、栃学第1号例規通達）は廃止する。

### 別添

#### 採用時教養実施要綱

#### 第1 趣旨

採用時教養においては、新たに採用された巡査に対し、真に職責を自覚させ、使命感を培い、円満な良識と豊かな人間性を育むとともに、地域警察活動に必要な基礎的知識、技能の確実な修得及び体力・気力の錬成を図り、もって適正に職務を遂行し得る警察官を育成するものとする。

#### 第2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項に定めるところによる。

##### 1 初任教養

新たに採用された巡査に対して行う基礎的教育訓練をいう。

##### 2 初任科

栃木県警察学校（以下「警察学校」という。）において初任教養を行うための課程をいう。

##### 3 職場実習

初任教養を修了した巡査に対して行う警察署における教養をいう。

##### 4 初任補修教養

職場実習を修了した巡査に対して行う基礎的教育訓練をいう。

##### 5 初任補修科

警察学校において初任補修教養を行うための課程をいう。

##### 6 実戦実習

初任補修教養を修了した巡査に対して行う警察署における教養をいう。

##### 7 短期課程

学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学の卒業生（短期大学の卒業生を除く。）及び警察庁長官がこれと同等以上の学力があると認める者を対象とし、教

養期間を15か月とする課程をいう。

#### 8 長期課程

短期課程の対象者以外の者を対象とし、教養期間を21か月とする課程をいう。

### 第3 採用時教養の編成

採用時教養は、初任教養、職場実習、初任補修教養及び実戦実習をもって編成するものとし、その教養の推進に当たっては、相互の関連性に配慮して、教養の一貫性の確保に努めるものとする。

### 第4 教養期間

教養期間は、次表のとおりとする。ただし、警察本部長は、特に必要があると認める場合は、職場実習を長期課程で最大4か月、短期課程で最大3か月までの間延長し、その分、実戦実習の期間を短縮することができる。

課程別	初任科	職場実習	初任補修科	実戦実習	計
長期課程	10か月	3か月	3か月	5か月	21か月
短期課程	6か月	3か月	2か月	4か月	15か月

### 第5 初任教養及び初任補修教養の教科課程等

#### 1 教科課程

##### (1) 課程の構成

##### ア 初任科

前半においては、団体生活に慣れさせ、基本的なしつけを体得させ、警察官としての職責の自覚と社会人としての心構えを養い、体力・気力の錬成を図るものとする。

後半においては、警察官としての職務倫理を培い、自覚と誇りを持たせ、人間性豊かな人格形成を図るとともに、専門的な法学、地域警察活動の基本となる知識、技能を修得させ、併せて体力・気力の充実を図るものとする。

##### イ 初任補修科

初任補修科においては、地域警察官として一人立ちできるよう豊かな人間性の錬磨と職務倫理の基本の定着化を図るとともに、専門的な法学、地域警察活動の基本となる知識、技能を総合的に発展進化させ、また、体力・気力の一層の充実を図るものとする。

##### (2) 授業時間

授業時間の単位は時限とし、1時限は80分とする。

授業時限数は、次表のとおりとする。

課程別	初任科	初任補修科	計
長期課程	800時限	228時限	1,028時限

短期課程	480時限	168時限	648時限
------	-------	-------	-------

## 2 授業計画

栃木県警察学校長（以下「校長」という。）は、教養の実施に当たり、あらかじめ授業計画を策定するものとする。

## 3 教養実施上の留意事項

- (1) 各教科の授業内容については、円満な良識と幅広い常識を兼ね備えた人間性豊かな警察官の育成及び地域警察官として必要な知識、技能の確実な修得を図るものとする。
- (2) 教官は、常に教授方法の工夫、改善に努め、各種教材の活用、模擬現場における実習、事例研究、書類作成等により、授業の内容と進度に応じて具体的に理解しやすくするとともに、学習の動機付けに配慮し、実践的な教養を推進すること。
- (3) 教官は、授業に当たって講義要点をあらかじめ整理の上、学生の資質、能力を踏まえた教養を行い、学生の理解度を把握しつつ、全体の知識、技能の水準を高めるよう配慮すること。
- (4) 部内外の講師に対しては、授業の目標、内容、重点等を説明して講義を依頼するなど、それぞれの講師と授業内容等に関して緊密な連絡をとること。

## 第6 初任教養及び初任補修教養の教科外活動

### 1 目的

教科外活動は、教科課程の教育訓練とあいまって、自主性、良識及び情操を培い、体力・気力の充実を図り、もって人間性豊かな人格形成及び警察官としての資質を養うことを目的とする。

### 2 構成

教科外活動は、起床から就寝までの時間帯から教科の時間帯を除く時間帯の諸活動とし、日朝活動（起床から授業開始まで）、特別活動（教科終了から官庁執務時間終了まで）及び日夕活動（官庁執務時間終了後就寝まで）をもって構成する。

### 3 教科外活動指導上の留意事項

- (1) 教科外活動は、学校における統一した指導方針の下に、計画的に行うものとし、その運営は、学生の自主自律によることを原則とすること。
- (2) 教科外活動を効果的に推進するため、全教官が一体となって指導に当たるとともに、常に、指導内容及び方法に工夫、改善を加えるよう努めること。
- (3) 学生の指導に当たっては、青年警察官の特性をよく理解し、個性の把握に努め、愛情と熱意をもって学生に接するとともに、率先垂範による指導に努めること。

## 第7 教養の適正な管理

### 1 校長の役割

- (1) 校長は、初任科生及び初任補修科生について、警察官としての適格性の把握に努め、適正な指導及び処遇に配慮するものとする。なお、初任補修科生については、配置先警察署長と連携を図るものとする。

- (2) 校長は、試験その他の方法により、初任教養及び初任補修教養における教養の効果を測定し、その結果を授業内容に反映させるとともに、人事担当部門に通知しなければならない。
- (3) 試験の実施に当たっては、初任教養及び初任補修教養において身に付けるべき実務上の知識、判断力及び応用力を的確に試す問題を出題するとともに、問題の作成から採点までの事務を厳正に管理するなど、公正な試験の実施に万全を期するものとする。
- (4) 校長は、初任科生及び初任補修科生の修得状況を配置先の警察署長にきめ細かく連絡するものとする。

## 2 警察署長の役割

職場実習生及び実戦実習生の配置先の警察署長は、校長と連携を図りながら、当該実習生について、警察官としての適格性の把握に努め、適正な指導及び処遇に配慮するものとする。

## 第8 その他

- 1 採用時教養が修了するまでは、部門別任用科等への入校、地域部門以外の部門への配置はできないものとする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、採用時教養の実施に関する必要な事項は、別に定める。